

水資源保全地域の指定について

(答申案)

佐久市初谷水資源保全地域及び下諏訪町土坂水資源保全地域の指定は適当である。

令和 7 年(2025)3 月 日

長野県環境審議会

(参考)

「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」に基づく
水資源保全地域の指定に係る審議の経過等について

水大気環境課

1 審議の経過

令和6年12月17日(火)長野県環境審議会へ「佐久市初谷水資源保全地域及び下諏訪町土坂水資源保全地域の指定」を諮問。主な意見及び対応は以下のとおり。

検討事項・意見	対応
○基本指針によると、国有地、県有地、市町村有地は水資源保全地域から除外されているが、国や県、市町村が当該地で開発行為を進めることも考えられるがどうか。	○本条例は、目的不明な民有地の取引による地下水への影響への懸念などを背景として制定されたものであるため、公益に適合する事業執行を前提とする国、県、市町村有地は水資源保全地域から除外されています。 御指摘の自治体等が行う開発行為については、開発行為を規制している他法令との関係も踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

2 水資源保全地域の指定状況

市町村	地区名	面積(ha)	水 源		指定日
			名 称	種 別	
佐久市	協和川瀬	78.06	川 瀬	湧 水	H27. 12. 10
	協和寺久保	200. 23	寺久保		
	協和合の沢	40. 44	合の沢第一		
	春日湯沢	7. 33	五斗水（湯沢）		
	入 澤	26. 56	赤 谷	表流水	H30. 2. 19
	香 坂	6. 61	東 地	湧 水	R2. 4. 16
	初 谷※1	3. 56	初 谷	湧 水	R7. 4 指定予定
小海町	五 箇	64. 34	五 箇	湧 水	H26. 2. 17
南相木村	栗 生	39. 25	栗 生	湧 水	R3. 2. 18
	立 原	5. 90	立 原		
	鳥の向	8. 42	鳥の向		
	三 川	15. 34	三川第 2		
下諏訪町	汁 垂	14. 16	汁 垂	湧 水	H27. 6. 18
	土 坂※1	19. 68	土 坂	湧 水	R7. 4 指定予定
駒ヶ根市	吉 瀬	11. 73	吉瀬第 1 ・ 吉瀬第 2	伏流水	H26. 11. 20
	大曾倉	12. 32	女沢・古屋敷第 1 ・ 古屋敷第 2	湧 水	
	中 山	1. 82	中 山		
	中曾倉	6. 63	中曾倉		
	上 割	4. 48	上 割		
	北 割	23. 11	駒ヶ根第 2 ・ 駒ヶ根第 3	表流水	H27. 10. 8
筑北村	栃 平	0. 52	栃平第 3	表流水	H27. 4. 16
6 市町村 (6 市町村) ※2	19 地区 (21 地区)	567. 25 (590. 49)	23 水源 (25 水源)	—	—

※1 網掛け部分は審議中の2地区。

※2 ()内は審議中の2地区が指定された後の合計。